契 約 変 更 理 由 書

工事名	西区玉津支所改修工事

契約変更内容

１　工期を令和５年３月１７日から令和５年３月３１日まで延期する。
　（１４日間）
２　２階支所エリアのレイアウト変更
３　外部窓にブラインドの追加
４　床モルタル撤去の追加
５　排煙窓のオペレーター取替の追加
６　火災報知器の切り替えの追加
７　現場納まりによる軽微な仕様・寸法等の変更

契約変更理由

１　現場詳細調査の結果、カーテンウォール工事で図面と現場が食い違っており、納まりの調整に時間を要したため。
２　発注後、原局による支所エリアについて詳細検討を行った結果、レイアウトを変更することにより安全性、利便性が向上するため。
３　発注後、原局による詳細検討を行った結果、必要と判断したため。
４　現場詳細調査により、モルタルを撤去しなければ、各室をレベルで仕上げることが出来ないため。
５　現場詳細調査により、既設外部建具のオペレーターが経年劣化により正常に作動されないことが判明したため。
６　別途契約の電気設備工事の発注が遅れ、火災報知機の切り替えを行わないと建築工事が進まず、工期に遅れが生じるため。
７　現場納まりの詳細検討の結果、仕様・寸法等を変更することにより安全性、利便性、耐久性等が向上するため。